

豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の多様な人材の活躍を通じた村内産業の活性化を図り、村内事業者の外国人材受入れ拡大の取組を支援するため、予算の範囲内において豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民のうち、村内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）のうち、技術・人文知識・国際業務及び特定技能1号及び2号並びに技能実習1号、2号及び3号に係る在留資格を持って在留する者をいう。
- (2) 村内事業者 村内に本社又は支店若しくは営業所の住所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (3) 新たに雇用する外国人 村内事業者が当該外国人と初めて雇用契約を締結することをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる村内事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 村内の事業所において、新たに外国人を雇用し、かつ、3年以上継続して雇用する意思を有していること。
- (2) 本村の村民税納税義務者であり、かつ、滞納がないこと。
- (3) 国内での転籍により雇用する外国人でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、新たに雇用する外国人1人当たり20万円とし、1人につき1回限りとする。

2 技能実習2号又は3号の在留資格を有する外国人が、特定技能1号に移行した場合は、前項の規定にかかわらず、新たに雇用する外国人として補助金の対象とすることができます。

(補助金の申請期限)

第5条 補助金の申請期限は、次の各号に掲げる外国人について、当該各号に定める期限とする。

- (1) 技能実習1号の在留資格を有する外国人 技能実習2号へ移行した日以後1年以内
- (2) 技能実習1号以外の在留資格を有する外国人 雇用開始日から1年を経過した日以後、当該日から1年以内
- (3) 技能実習2号又は3号から特定技能1号に移行した外国人 特定技能1号に移行した日以後1年以内

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、外国人雇用事業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 外国人の在留カードの写し
- (2) 外国人の住民票の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 外国人と締結した雇用契約書の写し
- (5) 外国人の出勤状況が確認できる書類
- (6) その他村長が必要と認めるもの

2 規則第12条の規定による実績報告は、前項の交付申請書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 規則第6条の規定による交付決定の通知書は、外国人雇用事業者支

援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

2 規則第13条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、外国人雇用事業者支援事業補助金請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(雇用状況の報告)

第9条 交付決定者は、補助金の対象となった外国人（以下「対象外国人」という。）について、交付決定を受けた翌年度から毎年度の雇用状況を外国人雇用事業者支援事業補助金に係る雇用状況報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、3月1日から3月15日の間に、村長へ報告しなければならない。

- (1) 外国人の在留カードの写し
- (2) 外国人の住民票の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 外国人と締結した雇用契約書の写し
- (5) 外国人の出勤状況が確認できる書類
- (6) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の報告は、対象外国人が補助金の交付決定を受けてから、3年間とする。ただし、全ての対象外国人が、退職又は本村から転出した場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第10条 村長は、次の各号に該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を外国人雇用事業者支援事業補助金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めて請求するものとする。ただし、企業の倒産、災害、対象外国人の病気その他やむを得ない事情があると村長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 対象外国人が、雇用した日から1年未満で、退職又は本村から転出した場合

(2) 半額の返還 対象外国人が、雇用した日から1年以上3年以内に退職又は本村から転出した場合

2 村長は、前項の規定にかかわらず、交付決定者の責めに帰さないやむを得ない事情により、対象外国人が退職したものと認めるときは、次の各号の区分に応じ、規則第14条の規定に準じ補助金の額を再確定し、交付した補助金のうち再確定した額を超える部分について、外国人雇用事業者支援事業補助金再確定通知書兼返還請求書（様式第6号）により、期限を定めて請求するものとする。

(1) 全額の返還 対象外国人が、雇用した日から1年未満で、退職した場合

(2) 半額の返還 対象外国人が、雇用した日から1年以上3年以内に退職した場合

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

豊丘村長

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡先

外国人雇用事業者支援事業補助金交付申請書

豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____円

① 新たに雇用する外国人数 _____人 × 20万円

② 特定技能1号に移行した外国人 _____人 × 20万円

2 新たに雇用する外国人

No.	フリガナ 氏名	国籍	生年月日	性別	雇用開始日
1					
2					
3					

注 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

3 添付書類

- (1) 外国人の在留カードの写し
- (2) 外国人の住民票の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 外国人と締結した雇用契約書の写し
- (5) 外国人の出勤状況が確認できる書類

(様式第1号の別紙1)

豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金に係る誓約書兼同意書

1 誓約事項

- 新たに外国人を雇用した日から3年間は、当該外国人を継続して雇用する。
- 新たに外国人を雇用した日から3年間は、当該外国人の住所または就業先に変更があった場合、当該外国人が退職または村外に転出した場合その他補助金の要件を満たす資格を喪失した場合には、すみやかに村長にその旨を報告する。
- 上記の場合、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部または一部を返還する。
- 事業所の社員に暴力団等の反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と関係を有するものがいない。

2 同意事項

- 法人情報について、補助金の交付申請に係る審査のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること。
- 村長が報告・調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。

豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金の交付申請にあたり、以上について誓約及び同意します。

年　　月　　日

豊丘村長様

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

印

様式第2号（第7条関係）

豊丘村指令 第 号

申請者 住 所

名称又は商号

代表者職氏名

外国人雇用事業者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで交付申請のあった豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金について、豊丘村補助金規則第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

豊丘村長

記

1 交付決定金額 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の対象となる事業内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- (2) 豊丘村補助金等交付規則及び豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (3) 補助金の交付に係る証票、書類等は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管すること。

様式第3号（第8条関係）

年　月　日

豊丘村長様

(申請者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先

印

外国人雇用事業者支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け豊丘村指令 第 号で交付決定のあった豊丘村
外国人雇用事業者支援事業補助金について、豊丘村外国人雇用事業者支援事
業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額 円

3 振込先

- (1) 金融機関名及び支店名
- (2) 預金種別 普通・当座
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義人

様式第4号（第9条関係）

年　月　日

豊丘村長

(申請者) 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

連絡先

外国人雇用事業者支援事業補助金に係る雇用状況報告書

年　月　日付け豊丘村指令 第 号で決定した、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金について、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 雇用状況を報告する外国人

	フリガナ 氏名	生年月日	性別	在留資格 (報告時点の資格)	雇用契約期間 (報告時点の契約期間)
1					～
2					～
3					～

注 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

2 添付書類

- (1) 外国人の在留カードの写し
- (2) 外国人の住民票の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し
- (4) 外国人と締結した雇用契約書の写し
- (5) 外国人の出勤状況が分かる書類

様式第5号（第10条関係）

年　　月　　日

様

豊丘村長

外国人雇用事業者支援事業補助金返還請求書

年　　月　　日付け豊丘村指令 第　　号で交付決定した、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金について、次の理由により交付決定を取り消すことにしたので、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱第10条の規定により返還を請求します。

記

1 交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還の期限

5 返還方法

別添の納入通知書により返還期日までに豊丘村指定金融機関へ納入してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

豊丘村長

外国人雇用事業者支援事業補助金再確定通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金について、次の理由により補助金を再確定したので、豊丘村外国人雇用事業者支援事業補助金交付要綱第10条の規定により返還を請求します。

1 補助金再確定額

2 補助金交付済額

3 返還請求額

4 再確定の理由

5 返還期限

6 返還方法

別添の納入通知書により返還期日までに豊丘村指定金融機関へ納入してください。